

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

## 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：24 国名：全世界 担当：経済基盤開発部  
案件名：緊急開発調査における実証事業のあり方にかかる研究（プロジェクト研究）フェーズ3

1 今回契約予定のコンサルタント  
調達契約制度/実証事業評価 3号

2 契約予定期間：全体 2013年5月下旬から2013年8月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M  
調達契約制度/実証事業評価 15 15 25 2.50  
（現地：0.50M/M、国内：2.00M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月15日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |    |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性         | 4  |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 4  |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：調達契約制度/実証事業評価          |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8  |
| (ウ) 語学力                       | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項  
語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)  
対象国/地域：全途上国  
類似業務：パイロット事業を含む開発調査

6 条件  
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

生活基盤の再建に不可欠な基本インフラを早急に復旧するニーズ、あるいは平和の配当を示すニーズのある復興支援・平和構築支援の対象国・地域では、我が国の資金協力によるプロジェクト実施を待つわけにはいかず、迅速な対応が求められる。

このようなニーズに機動的に応えるため、JICAはスリランカ、スーダン、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ハイチを始めとする国や地域において、迅速な事業展開と協力効果の早期発現を最優先課題として、開発計画調査型技術協力（緊急支援）（旧緊急開発調査）を実施している。

開発計画調査型技術協力（緊急支援）では、支援効果の早期発現を図るために、調査を担当するコンサルタントが再委託契約により、あるいは当該国のJICA在外事務所が発注者として建設業者との工事契約を結び、実証事業として工事を実施する方式を適用してきた。

JICAは、2012年11月までに13カ国28件の実証事業を実施し、早期の復旧・復興や平和の配当の実現等に一定の成果を上げてきた一方、時間的余裕が無い状況下での事業形成や復興支援における特有の事業環境を事由とした調達不調や工事遅延等のトラブルが少なくない。特に当該国での建設工事に伴う調達事情や、施設整備にかかる当事者間の責任分担等、資金協力のスキームでは案件実施前にミニッツ等で確認されるべき事項について十分に時間をかけられないままに進めた結果、所期の効果を十分に発揮できない事例や事業途中での問題解決に時間を要する事例が見られる。

同スキームの問題点を整理するため、2007年には「緊急開発調査における実証事業のあり方に係る研究（プロジェクト研究）」（以下「フェーズ1」とする）を実施し、施設建設の課題と制約条件の明確化、関係者の役割と責任の確認、実証事業のあり方の提案と今後の検討課題の整理を行った。

2009年に実施した「緊急開発調査における実証事業のあり方に係る研究（プロジェクト研究）フェーズ2」ではフェーズ1で整理された今後の検討課題とされた実証事業のリスク分析、事業実施に係るリスク軽減のための具体的

方策について調査を行ない、工事発注における留意事項を中心とした執務参考マニュアルを整備した。

これら先行研究により整備された執務参考マニュアルでは、あるべき論を中心として基本的な事業計画、工事発注のあり方、JICAとコンサルタント、工事業者との業務分担、各種契約に備えた整理がなされているが、事業実施現場で生じる様々なリスクを勘案した十分な内容とは言い難い。そのため、これまでの事業経験を通じて得たナレッジの整理・分析に基づく実務レベルでの執務参考マニュアルの改訂が求められている。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は開発計画調査型技術協力（緊急支援）の仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は以下のとおり。

### 【調達契約制度 / 実証事業評価】

(1) 実証事業における留意点を整理・把握する。

フェーズ1及びフェーズ2のプロジェクト研究内容レビューと、実証事業実績リストのレビューを行う。

ア 紛争後国、災害発生国における事業実施上の諸課題の整理、視覚化

イ 実証事業の実績リストのレビューと効果、諸課題の把握

ウ 実証事業の実施プロセス（計画策定から調達施工を含む）における諸課題の類型化、整理（フェーズ1の成果をベースに見直し）

エ 実証事業の実施体制における課題、制約条件の整理（フェーズ2の成果をベースに見直し）

(2) 実証事業における実施プロセス・実施体制の教訓を分析する。

実証事業実績にかかる報告書及びJICA関係者及び関係コンサルタントへのヒアリングを通じた、以下の点にかかる整理・分析を行う。

ア 事業開始時（詳細計画策定時）の実証事業実施にかかる段階別の検討項目の整理

(ア) 計画規模、実施工程の策定

(イ) 他援助機関 / NGOとの連携における留意事項

(ウ) 住民参加の導入にかかる留意事項

イ 実証事業実施における実施体制確保の課題整理

(ア) 現地政府 / 実施機関の実施能力・受入体制に応じた実施体制の構築

(イ) 調達事情に応じた実施体制の構築

(ウ) JICA側（本部、事務所、コンサルタント、フィールドオフィス）の実施体制の構築

ウ 実証事業を含む業務実施契約における留意事項の整理

(ア) JICAとコンサルタントの役割分担

(イ) 工程途中の契約変更時の留意点

エ 実証事業の現地発注における契約のあり方の検討・留意事項の整理

（以下に示す検討項目のほかに、留意すべき事項があれば検討を行う。）

(ア) 施工業者・調達業者選定における留意事項

(イ) 業者選定基準の設定における留意事項

(ウ) 施工モニタリングの留意事項

(エ) 竣工検査、引き渡し、瑕疵検査

(オ) 瑕疵検査後のフォローアップの適用にかかる留意点

(カ) 実証事業の業者契約上の改善案の検討

(キ) 実証事業の業者契約書のひな形の検討

オ 実証事業にて想定される問題及び解消されるべき課題の整理

(ア) 実証事業にて想定される問題と実証事業実施前に解消されるべき課題の取りまとめ

(イ) 実証事業フローチャートに沿ったトラブル予防チャートの作成

カ 上記ア～オにかかる調査結果の整理、JICAとの協議

(3) 現地調査を実施し、過去案件のレビューを行う。

ア 過去案件プロジェクトの現地踏査と事務所関係者・工事業者等へのヒアリング

（現地調査はウガンダ及びスリランカを想定している。国内作業の進捗・分析結果に応じて対象国の変更の可能性はある。）

イ 実証事業に関して生じた課題の整理、原因の分析

ウ 現地調査報告書の作成

(4) より効果的な実証事業のための留意点の整理を行う。

上記(2)、(3)で行うレビュー・分析を通じて、以下の点にかかる課題の整理と取りまとめを行なう。

ア 開発計画調査型技術協力（緊急支援）におけるPeace-building Needs Assessmentの適用と活用事例

イ 安全管理、安全対策にかかる配慮事項

ウ プログラムアプローチに基づく他案件、資金協力案件との連携にかかる実施事例と課題の整理

(5) 報告書を取りまとめる。

ア 調査結果の分析、整理、教訓の抽出

イ 復興支援、平和構築支援における実証事業実施にかかる執務参考マニュアル（案）の作成

ウ 最終報告書（案）の作成

・JICA内研究会での最終報告書（案）の発表（2時間程度の研究会を想定）

## 9 成果品等

- (1) 現地調査報告書担当部分(調達契約制度/実証事業評価)(和文1部)(JICA経済基盤開発部)
- (2) 復興支援、平和構築支援における実証事業実施にかかる執務参考マニュアル(案)(和文1部)(JICA経済基盤開発部)
- (3) プロジェクト研究報告書(案)(和文1部)(JICA経済基盤開発部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ(CD)も併せて提出する。

## 10 特記事項

- (1) 業務実施上の留意点  
航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)
- (2) プロポーザル提案事項  
・業務の実施方針及び方法をプロポーザルにて提案すること。
- (3) 参考資料  
・「緊急開発調査における実証事業のあり方に係る研究(プロジェクト研究)」(2007年12月)  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175097.html>  
・「緊急開発調査における実証事業のあり方に係る研究(プロジェクト研究)フェーズ2」(2009年9月)  
(フェーズ2については、JICA経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第一課(Tel:03-5226-8132)までお問い合わせください。)
- (4) 必要予防接種 無
- (5) その他  
・パイロット事業を含む開発計画調査型技術協力(緊急支援)に関する経験があることが望ましい。